

(様式1)

最終更新日：令和6年3月31日

公益財団法人奈良県スポーツ協会 スポーツ団体ガバナンスコードの遵守状況について

※当協会が定める規則等のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。<https://www.~参考URL:~>

原則	自己説明項目	自己説明
〔原則1〕 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである。	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	〈ア〉当協会は、スポーツを巡る時代の変化に対応し、本県のスポーツを総合的に推進する団体としてその中心的な役割を担うため、県との緊密な協力体制のもと、関係団体や関係機関との連携・協力を図りながら、各種スポーツ振興事業を推進している。 〈イ〉当協会としての中・長期計画に類するものはないが、本県のスポーツを総合的に推進するため、県との緊密な協力体制のもと、奈良県が策定・公表している「奈良県スポーツ推進計画」に沿って、その実現に取り組んでいる。 〈ウ〉短期的には、毎年度の事業計画及び事業報告は理事会・評議委員会に諮り、ホームページで公表している。 〈エ〉6年後に奈良県での国民スポーツ大会開催を控えて、今後当協会として中長期的に果たすべき役割について、改めて検討していく。
〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(1) 団体及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	〈ア〉理事・監事、評議員、専門委員会委員、スポーツ少年団本部長・副本部長・本部員及び事務局職員については、倫理規程第3条及び第4条に「基本的職務」「遵守事項」を、同第6条で違反した際の対処等について定めている。 〈イ〉加盟団体に対しては、奈良県スポーツ協会及び加盟団体における倫理に関するガイドラインを示している。
〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	定款をはじめ、各種規程(評議員会運営規程、理事会運営規程、専門委員会規程、加盟団体及び賛助館員に関する規程等)を整備している
〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	各種規程(事務局規程、会計処理規程等)を整備している

原則	自己説明項目	自己説明
〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	「役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程」及び「人事給与規程」「嘱託職員取扱規程」を整備している。
〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	定款第4章（第11～15条）において、資産・会計について定めている他、各種規程（会計処理規程、寄付金等取扱規程、特定資産等取扱規程等）を整備している
〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	〈ア〉奈良県スポーツ少年団登録規程第3条及び同施行規則第2条において、登録者の範囲・手続等の必要事項に関する規則を定めている。 〈イ〉加盟団体及び賛助会員に関する規程第3条において加盟団体の年次分担金に関する事項を定めている。 〈ウ〉寄付金等取扱規程において、受入れの手続きについて規定している。
〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	国民スポーツ大会の代表選手の選考については、各競技団体の選考基準により選考された代表選手について、当協会に於いて国スポ実施要項による大会参加資格審査の後、代表選手を決定し、理事会に報告している。
〔原則5〕 コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである。	(1) 役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	理事会の機会を捉えて、役職員向けにコンプライアンスに関して情報提供を行った。 今後も、様々な機会を通じて、コンプライアンス強化を図っていく。
〔原則5〕 コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである。	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	奈良県スポーツ指導者研修会に於いて、令和4年度は「スポーツインテグリティーを考える～スポーツの根幹を脅かす脅威～」、令和5年度は「スポーツ団体におけるガバナンスとJSPOの取り組みについて」を講演項目として実施した。
〔原則6〕 法務、会計等の体制を構築すべきである。	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	財務会計全般について、税理士事務所と顧問契約を締結し、業務遂行上に必要がある場合には、財務・税務等の専門的な助言を受けられる体制を整えている。

原則	自己説明項目	自己説明
〔原則6〕 法務、会計等の体制を構築すべきである。	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	〈ア〉 県や助成元における要綱などの定めに沿って、適切に処理し、県や助成元における監査を受けている。 〈イ〉 また、税理士事務所とも顧問契約を締結し、当協会の会計処理規程に基づき、適切な経理処理を行っている。 〈ウ〉 さらに、役員・職員倫理規程第4条4項において補助金・助成金の処理に関する不正を禁じ、違反した場合には必要な措置をとるものとしている。
〔原則7〕 適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	〈ア〉 法令で定められている法定備置書類（定款、事業計画書、収支予算書、事業報告、貸借対照表、財産目録、監査報告、役員名簿、他）を事業所に常備している。 〈イ〉 事業・決算報告書等を当協会ホームページで開示している。
〔原則7〕 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	国民スポーツ大会の代表選手の選考については、各競技団体の選考基準により選考された代表選手について、当協会に於いて国スポ実施要項による大会参加資格審査の後、代表選手を決定し、理事会に報告している。
〔原則7〕 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	当協会のガバナンスコード遵守状況を2021年3月31日に当協会ホームページで公表した。
〔原則13〕 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により加盟団体及び地方組織等の関係団体との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	〈ア〉 定款第8条第2項に加盟団体が不相当と認められた場合の除名を規定するとともに、加盟団体及び賛助会員に関する規程で加盟団体及び役員選任規定している。 〈イ〉 奈良県スポーツ協会評議員及び役員選任規程の第2条に加盟団体より評議員候補者を推薦できることを規定している。 〈ウ〉 奈良県スポーツ協会及び加盟団体における倫理に関するガイドラインにおいて、健全化を目指した組織体制と健全な組織運営を図っていくために、Ⅰ人道的行為に起因するじこうとして、1身体的・精神的暴力行為等について 2身体的・精神的セクシャル・ハラスメントについて 3アンチ・ドーピング及び薬物乱用防止について Ⅱ不適切な経理処理に起因する事項として、1経理処理について 2不正行為について Ⅲ各種大会における代表競技選手・役員の選考などに関する事項を示している。今後も引き続き整理を進める。